

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	さつま町 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

さつま町は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

予防接種関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

鹿児島県さつま町長

公表日

令和6年6月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務
②事務の概要	新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき実施する新型インフルエンザの予防接種について、予診票の発行、予防接種情報の管理、統計報告資料の作成、データ分析等の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の事務で使用する。 ①予防接種対象者の選定 ②予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等) ③照会申請による予防接種履歴の照会 ④転入者・予診票紛失者等への予診票発行 ⑤ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象及び発行した接種券の登録を行う ⑥予防接種の実施後に接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種対象者ファイル、宛名情報ファイル、新型コロナウイルスワクチン接種記録ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1.番号法 ・第9条第1項の別表の126の項 ・別表第一の93の2項 2.番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 ・第67条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条8号 番号利用法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表153の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条8号 番号利用法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表153の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども課
②所属長の役職名	こども課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	さつま町役場 こども課(鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2 電話0996-53-1111)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	さつま町役場 こども課(鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2 電話0996-53-1111)

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月29日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和2年6月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	評価の見直しによる
令和3年6月29日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年6月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	評価の見直しによる
令和3年9月1日	I 関連情報 4情報連携ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 さつま町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 ①番号法第19条7号 別表第二115の2項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の2	1 さつま町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 ①番号法第19条8号 別表第二115の2項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の2	事前	令和3年9月1日に施行される番号法の改正に伴う変更
令和4年3月1日	I 関連情報 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき実施する新型インフルエンザの予防接種について、予診票の発行、予防接種情報の管理、統計報告資料の作成、データ分析等の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の事務で使用する。 ①予防接種対象者の選定 ②予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等) ③照会申請による予防接種履歴の照会 ④転入者・予診票紛失者等への予診票発行	新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき実施する新型インフルエンザの予防接種について、予診票の発行、予防接種情報の管理、統計報告資料の作成、データ分析等の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の事務で使用する。 ①予防接種対象者の選定 ②予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等) ③照会申請による予防接種履歴の照会 ④転入者・予診票紛失者等への予診票発行 ⑤ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象及び発行した接種券の登録を行う ⑥予防接種の実施後に接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う	事後	評価の見直しによる
令和4年3月1日	I 関連情報 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	評価の見直しによる

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月1日	I 関連情報 2特定個人情報ファイル名	予防接種対象者ファイル、宛名情報ファイル	予防接種対象者ファイル、宛名情報ファイル、 新型コロナウイルスワクチン接種記録ファイル	事後	評価の見直しによる
令和4年3月1日	I 関連情報 3個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法 ・第9条第1項 ・別表第一の93の2項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令 ・第67条の2	1. 番号法 ・第9条第1項 ・別表第一の93の2項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令 ・第67条の2 3. 番号法第19条第16号（新型コロナウイルス感 染症対策に係る予防接種事務におけるワクチ ン接種記録システムを用いた情報提供・照会の み） 4. 番号法第19条第6号（委託先への提供）	事後	評価の見直しによる
令和4年3月1日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステ ムによる情報連携 ②法令上の根拠	①番号法第19条8号 別表第二115の2項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令 第59条の2	（情報提供の根拠） ①番号法第19条8号 別表第二の16の2の項、 16の3の項、115の2の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令 第59条の2 （情報照会の根拠） ①番号法第19条8号 別表第二の16の2の項、 17の項、18の項、19の項、115の2の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令 第59条の2	事後	評価の見直しによる
令和4年3月1日	II しきい値判断項目 1対象人数 いつの時点の計数か	令和3年6月1日時点	令和4年3月1日時点	事後	評価の見直しによる
令和4年3月1日	II しきい値判断項目 2取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年6月1日時点	令和4年3月1日時点	事後	評価の見直しによる

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月29日	I 関連情報 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき実施する新型インフルエンザの予防接種について、予診票の発行、予防接種情報の管理、統計報告資料の作成、データ分析等の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の事務で使用する。 ①予防接種対象者の選定 ②予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等) ③照会申請による予防接種履歴の照会 ④転入者・予診票紛失者等への予診票発行	新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき実施する新型インフルエンザの予防接種について、予診票の発行、予防接種情報の管理、統計報告資料の作成、データ分析等の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の事務で使用する。 ①予防接種対象者の選定 ②予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等) ③照会申請による予防接種履歴の照会 ④転入者・予診票紛失者等への予診票発行 ⑤ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象及び発行した接種券の登録を行う ⑥予防接種の実施後に接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う	事後	評価の見直しによる
令和4年6月29日	I 関連情報 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	評価の見直しによる
令和4年6月29日	I 関連情報 2特定個人情報ファイル名	予防接種対象者ファイル、宛名情報ファイル	予防接種対象者ファイル、宛名情報ファイル、新型コロナウイルスワクチン接種記録ファイル	事後	評価の見直しによる
令和4年6月29日	I 関連情報 3個人番号の利用 法令上の根拠	1.番号法 ・第9条第1項 ・別表第一の93の2項 2.番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 ・第67条の2	1.番号法 ・第9条第1項 ・別表第一の93の2項 2.番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 ・第67条の2 3.番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 4.番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	評価の見直しによる

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月29日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	①番号法第19条8号 別表第二115の2項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の2	(情報提供の根拠) ①番号法第19条8号 別表第二の16の2の項、16の3の項、115の2の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の2 (情報照会の根拠) ①番号法第19条8号 別表第二の16の2の項、17の項、18の項、19の項、115の2の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の2	事後	評価の見直しによる
令和4年6月29日	IIしきい値判断項目 1対象人数 いつの時点の計数か	令和3年6月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	評価の見直しによる
令和4年6月29日	IIしきい値判断項目 2取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年6月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	評価の見直しによる
令和5年6月29日	IIしきい値判断項目 1対象人数 いつの時点の計数か	令和4年6月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	評価の見直しによる
令和5年6月29日	IIしきい値判断項目 1対象人数 いつの時点の計数か	令和4年6月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	評価の見直しによる
令和6年6月28日	I 関連情報 3個人番号の利用	1.番号法 ・第9条第1項 ・別表第一の93の2項 2.番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 ・第67条の2 3番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 4番号法第19条第6号(委託先への提供)	1.番号法 ・第9条第1項の別表の126の項 ・別表第一の93の2項 2.番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 ・第67条の2	事後	評価の見直しによる

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月28日	I 関連情報 4情報連携ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ①番号法第19条8号 別表第二の16の2の項、16の3の項、115の2の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の2 (情報照会の根拠) ①番号法第19条8号 別表第二の16の2の項、17の項、18の項、19の項、115の2の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の2	(情報提供の根拠) 番号法第19条8号 番号利用法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表153の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条8号 番号利用法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表153の項	事後	評価の見直しによる
令和6年6月28日	I 関連情報 5評価実施期間における担当部署 部署	子ども支援課	こども課	事後	組織再編に伴う変更
令和6年6月28日	I 関連情報 5評価実施期間における担当部署 所属長の役職名	子ども支援課長	こども課長	事後	組織再編に伴う変更
令和6年6月28日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	さつま町役場 子ども支援課（鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2 0996-53-1111）	さつま町役場 こども課（鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2 0996-53-1111）	事後	組織再編に伴う変更
令和6年6月28日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ連絡先	さつま町役場 子ども支援課（鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2 0996-53-1111）	さつま町役場 こども課（鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2 0996-53-1111）	事後	組織再編に伴う変更
令和6年6月28日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和5年6月1日時点	令和6年6月1日時点	事後	評価の見直しによる
令和6年6月28日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年6月1日時点	令和6年6月1日時点	事後	評価の見直しによる